

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	太田佳祐君	2 番	広瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	山田利夫君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	後藤省治君
12 番	栗田利朗君	13 番	丹羽豊次君

欠席議員（1名）

11 番	富田栄次君
------	-------

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	中川満也君	副町長	永澤幸男君
総務課長	高橋伸行君	企画調整課長	木下誠司君
税務課長	中嶋努君	健康福祉課長	藤塚康孝君
住民課長	北村嘉彦君	建設課長	山口哲司君
産業課長	太田宣男君	上下水道課長	立川昭雄君
会計管理者兼 会計課長	衣斐修君	消防主任	廣瀬太佳夫君
教育長	和田満君	学校教育課長	木全豊君
生涯学習課長	水野忠宗君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚正博	書記	渡部善充
書記	森田唯		

4 議事日程

- 日程第1 議第39号 専決処分の承認について
- 日程第2 議第40号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第3 議第41号 垂井町新庁舎建設工事請負契約の締結について
- 日程第4 議第42号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第1号）

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（角田 寛君） おはようございます。

これより平成30年第 2 回垂井町議会臨時会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日 1 日としたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、10番 後藤省治君、12番 栗田利朗君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 議第39号 専決処分の承認について

○議長（角田 寛君） 日程第 1、議第39号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、議第39号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律が 4 月 1 日に施行されるのに伴い、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第 1 項の規定により、3 月31日、これを専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては、税務課長及び住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 税務課長 中嶋努君。

〔税務課長 中嶋努君登壇〕

○税務課長（中嶋 努君） おはようございます。

議第39号 専決処分の承認について、税務課が所管する部分について補足説明をさせていただきます。

議案とあわせて新旧対照表をごらんください。

年当たりの割合の基礎となる日数について定めております第20条の改正規定につきましては、第48条及び第52条の改正に伴う条項のずれを改めるものであります。

個人の町民税の非課税の範囲について定めております第24条の改正規定につきましては、文

言の整理を行うものであります。

均等割の税率について定めております第31条の改正につきましては、文言の整理を行うものであります。

町民税の申告について定めております第36条の2の改正規定につきましては、文言の整理を行いますとともに、施行規則の引用条項のずれを改めるものであります。

特別徴収義務者について定めております第47条の3の改正規定につきましては、地方税法の改正に伴う規定の整備を行うものであります。

年金所得に係る仮特別徴収税額等について定めております第47条の5の改正規定につきましては、文言の整理を行いますとともに、地方税法の改正に伴う規定の整備を行うものであります。

法人の町民税の申告納付について定めております第48条の改正規定につきましては、地方税法の引用条項のずれ及び第52条の改正に伴う条項のずれを改めますとともに、第2項及び第3項について租税特別措置法の規定の適用を受ける場合、控除すべき額を法人税割額から控除することについての規定を新たに定めるものであります。

次に、新旧対照表の8ページとなります。

法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について定めております第52条の改正規定につきましては、文言の整理を行いますとともに、第2項、第3項、第5項及び第6項の改正規定におきまして、増額更正があった場合における法人町民税に係る延滞金の計算の基礎となる期間に関する規定を整備するものであります。

特別徴収税額の納入の義務等について定めております第53条の7の改正規定につきましては、施行規則の改正に伴う引用条項を改めるものであります。

次に、制定附則の改正であります。

新旧対照表の13ページとなります。

延滞金の割合等の特例について定めております附則第5条の2の改正規定につきましては、第48条及び第52条の改正に伴う条項のずれを改めるものであります。

納期限の延長に係る延滞金の特例について定めております附則第5条の3の改正規定につきましては、第52条の改正に伴う条項のずれを改めるものであります。

法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について定めております附則第9条の2の改正規定につきましては、通称わがまち特例に係る特例割合を規定するもので、地方税法の引用条項のずれを改めますとともに、固定資産税の課税標準の特例措置の拡充に伴い、固定資産に係る課税標準の特例割合を、第6項では指定避難施設の用に供する家屋の避難用部分について3分の2とし、第7項及び第8項では協定避難用部分について2分の1とし、第9項及び第10項においては固定資産税に係る課税標準の特例割合を、第9項では指定避難用償却資産について3分の2、第10項では協定避難用償却資産について2分の1とし、第13項から第17項において、一定規模の再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の拡充

に伴い、5項の規定を加えるものであります。第13項では水力発電設備、第14項では地熱発電設備、第15項ではバイオマス発電設備について課税標準の特例割合をそれぞれ3分の2とし、第16項では太陽光発電設備、第17項では風力発電設備について課税標準の特例割合をそれぞれ4分の3とするものであります。

新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めております附則第9条の3の改正規定につきましては、地方税法の引用条項のずれを改めますとともに、第12項におきまして特別特定建築物に該当する家屋のうち、実演芸術の公演等を行う一定のものについて、基準に適合する改修工事を行った場合に対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告について規定するものであります。

土地に対して課する各年度分の固定資産税の特例に関する用語について定めております附則第10条の改正規定につきましては、平成30年度から平成32年度まで3年間延長するものであります。

土地の価格の特例について定めております附則第10条の2の改正規定につきましては、固定資産税の価格は3年据え置くこととされていますが、地価の下落が見られる場合は土地の価格を修正することができます。その措置を平成31年度及び平成32年度についても引き続き適用するものであります。

宅地等に対して課する各年度分の固定資産税の特例について定めております附則第11条の改正規定につきましては、住宅用地、住宅用地以外の宅地及び宅地比準土地の課税標準を段階的に評価額に近づける負担調整措置を3年間延長するものであります。

農地に対して課する各年度分の固定資産税の特例について定めております附則第12条の改正規定につきましては、農地の課税標準額を算定する負担調整措置により決定しますが、その措置を平成30年度から平成32年度まで3年間延長するものであります。

特別土地保有税の特例について定めております附則第14条の改正規定につきましては、平成30年度から平成32年度まで3年間延長し、第2項では平成33年3月31日まで3年間の延長であります。

次に、第2条の改正規定につきましては、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について定めております附則第9条の2の改正規定につきましては、通称わがまち特例に係る特定割合を規定するもので、中小企業者等の一定の先端設備投資に係る償却資産について、固定資産税の課税標準の新たな特例措置の創設に伴い、第24項では課税標準の特例割合をゼロとするものであります。

次に、この改正条例の附則であります。議案書の8ページとなります。

第1条で施行期日を平成30年4月1日とし、ただし、第2条の規定は生産性向上特別措置法の施行の日といたしております。

第2条では、今回の改正に伴います町民税に関する経過措置を定めております。

第3条では、今回の改正に伴います固定資産税に関する経過措置を定めております。新条例

によります固定資産税の課税標準の特例については見込んでおりません。

以上、税務課所管分の補足説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 住民課長 北村嘉彦君。

〔住民課長 北村嘉彦君登壇〕

○住民課長（北村嘉彦君） ただいま上程されました議第39号 専決処分の承認について、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例のうち、住民課所管の国民健康保険に係ります部分の補足説明をさせていただきます。

今回の国民健康保険税の改正は、地方税法施行令の改正にあわせて改正したもので、国民健康保険税の課税限度額と、軽減判定所得基準額の引き上げと、マイナンバーの情報連携によります改正でございます。

国民健康保険税の限度額につきましては、今回の政令の改正によりまして、基礎課税分が現行「54万円」から「58万円」に4万円引き上げとなり、最高限度額が93万円となるものでございます。

次に、国民健康保険税の軽減措置でございますが、世帯の所得が一定額以下の世帯を対象として、応益割分の均等割額及び平等割額について、2割、5割、7割の軽減を行っております。このうち、5割軽減の判定の算定において、被保険者の数に乘じる金額を現行の「27万円」から「27万5,000円」に引き上げ、2割軽減では被保険者の数に乘じる金額を「49万円」から「50万円」に引き上げたものでございます。

また、倒産、解雇等により職を失った方に対して国民健康保険税の軽減措置を講じる際に、雇用保険受給資格証明書の提示が必要であったものを、マイナンバーによります情報連携により把握できる場合には、雇用保険受給資格証明書の提示が不要となるものでございます。

それでは条文に入らせていただきます。議案書の4ページ中ほど、新旧対照表は11ページをござらんください。

第153条第2項ただし書き中「54万円」を「58万円」に改めるものでございます。

第175条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3号では「49万円」を「50万円」に改めるものでございます。

続きまして、第176条の2第2項中、「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加えるものでございます。

次に、附則といたしまして、第1条で施行期日を平成30年4月1日としております。

また、第4条で国民健康保険税に関する経過措置として、新条例の規定は平成30年度以降の年度分について適用するとしております。

以上、住民課所管分の補足説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 1点お尋ねをいたしたいと思っておりますけれども、ちょっと思考が前後しておりますので、とんちんかんな質問になるかもしれませんがよろしくお願ひいたします。まず、新旧対照表の11ページでございます。

垂井町賦課徴収条例の中の国民健康保険税のくだりであると思っております。その第153条第2項におきまして、この中に国民健康保険税の基本に関しては、従前ですと所得割、資産割、それから均等割と世帯平等割、この4税方式でいくというような話から、平成30年度からは資産割を除くというような説明がなされてきたと思っております。この新旧を見てもみますと、右側の旧に関しては結構だと思っておりますけれども、新たな改正のほう、ここにも従前どおり資産割額ということで記載されているんです。ここら辺の今後のいつから資産割がなくなって3税方式になっていくという明文化が、もう既に何かでなされているのかもしれませんが、もう一度整理整頓しておきたいと思っておりますので、よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 住民課長 北村嘉彦君。

〔住民課長 北村嘉彦君登壇〕

○住民課長（北村嘉彦君） 若山議員からの御質問でございます。返答させていただきます。

大変申しわけございませんでした。資産割につきましては4月1日からなくしておりますので、こちらのほうの条文で書いてあるのはおかしいということになりますので、削除させていただけたらと思っております。新旧対照表の訂正をお願いしたいと思っております。申しわけございませんでした。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第39号 専決処分承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第2 議第40号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部改正について

○議長（角田 寛君） 日程第2、議第40号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第40号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

細部につきまして、健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 藤塚康孝君。

〔健康福祉課長 藤塚康孝君登壇〕

○健康福祉課長（藤塚康孝君） それでは、ただいま上程されました議第40号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表につきましては、27ページをごらんください。

今回の改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、放課後児童支援員の資格要件の拡大と、放課後児童支援員の資格のうち、免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にするため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして説明させていただきます。

第11条第3項第4号につきましては、学校教育法の規定によりまして、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格として規定しているところを、教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にするため、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者に改正するものでございます。

次に、第11条第3項第10号につきましては、放課後児童支援員の基礎資格等について、一定の実務経験として5年以上の放課後児童健全育成事業に従事した者であって、かつ町長が適当と認めた者に対象を拡大するため、新たに規定を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この改正条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第40号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

午前9時26分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

日程第3 議第41号 垂井町新庁舎建設工事請負契約の締結について

○議長（角田 寛君） 日程第3、議第41号 垂井町新庁舎建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第41号 垂井町新庁舎建設工事請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、過日、事後審査型条件つき一般競争入札に付しましたところ、T S U C H I Y A ・内藤特定建設工事共同企業体代表者、大垣市神田町二丁目55番地、T S U C H I Y A株式会社、代表取締役社長 土屋智義が落札いたしましたので、この者と23億9,760万円 で請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） ただいま上程されました議第41号 垂井町新庁舎建設工事請負契約の締結についての補足説明をさせていただきます。

本契約は、工事の請負に係る予定価格が5,000万円以上であることから、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。議案書並びに説明資料及び説明図面をあわせてごらんいただきたいと思います。

契約の内容及び工事の概要について御説明をさせていただきます。

まず契約の内容でございますが、契約の目的は、垂井町新庁舎建設工事でございます。

契約の方法は、事後審査型条件つき一般競争入札による契約でございます。

この方法は、入札後に入札価格の低い者から順に入札価格の審査を行い、その者が適格であるときに落札を決定するものでございます。

平成30年3月5日に入札公告を行ったところ、4月9日までの受け付け期間中に共同企業体1者を含む3者からの申請がございました。TSUCHIYA・内藤特定建設工事共同企業体、岐建(株)、大日本土木(株)の3者でございます。また、入札書の受け付け期間を4月12日から4月20日までとし、4月23日に開札を行ったところ、1者の辞退はございましたが、残る2者のうち入札価格の低い者から提出された入札参加確認資料を審査したところ、入札参加資格を有していることが確認できたので、落札者を決定したところでございます。

落札額は22億2,000万円、これは消費税を含まない額でございます。

落札者は、TSUCHIYA・内藤特定建設工事共同企業体でございます。

この結果を踏まえまして、消費税を含めた契約の金額を23億9,760万円とし、契約の相手方をTSUCHIYA・内藤特定建設工事共同企業体代表者、岐阜県大垣市神田町二丁目55番地、TSUCHIYA株式会社、代表取締役 土屋智義として、本契約の締結に係る議会の議決をお願いするものでございます。

なお、共同企業体の出資比率は、TSUCHIYA株式会社が70%、内藤建設株式会社が30%でございます。

完成期限は、平成31年5月31日でございます。

続きまして、工事の概要について御説明をいたします。

平成29年4月に策定した基本計画、基本設計では、既存商業施設をコンバージョン、用途変更をして、柱やはりなどの構造躯体以外を全て取り払い、よみがえらせる方法でございますが、この方法を活用するという方針とし、早期整備、コスト軽減を図り、平成31年度の供用開始を目指し、実施設計を行ったところでございます。

建築敷地は垂井町宮代2957番地の11で、敷地面積は9,492.42平方メートル、構造は庁舎棟が鉄筋コンクリート造2階建て、ホール棟が鉄骨造2階建てでございます。

建築面積は、庁舎棟、ホール棟、これ以外の駐車場や駐輪場なども合わせて4,440.31平方メートルでございます。延べ床面積は、7,434.65平方メートルでございます。

庁舎棟においては、コンバージョンであることから既存の配置を踏襲し、西側を来庁者の駐車場やメインアプローチとし、東側を職員などの関係者スペースとした明快なゾーニングとしています。

また、防災対策拠点として機能するよう、耐震性が高く、事業継続が可能で安全な建物とします。そのため、既存建築物を整形な形状にするために減築し、積載荷重の徹底見直しを行うことで、地震時荷重を低減したり、外周にアウトフレームで強固に補強することで、他の施設に比べ大地震動に対して耐震性の余裕を持たせるような耐力の向上が図られております。

なお、屋外では106台の駐車スペースや、10台分の駐輪場を計画し、道路や隣地の境界付近には植栽を施し、潤いのある空間を創出するとともに、北西角やロータリーなどの要所にケヤキやクスノキなどを配置し、アイストップとなる緑豊かな潤いのある景観を創出しています。

以上が、垂井町新庁舎建設工事請負契約の締結に係ります契約の内容及び工事の概要でございます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第41号 垂井町新庁舎建設工事請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第42号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第1号）

○議長（角田 寛君） 日程第4、議第42号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは議第42号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第1号）につ

いて、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ115万円を追加し、予算総額を98億4,115万円とするものであります。

補正いたしますものは、教育費の社会教育費におきまして、中央公民館西階段ホール屋上防水修繕工事に係ります工事請負費につきまして増額措置を行いました。

財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） ただいま上程されました議第42号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の第1条でございますが、今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ115万円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を98億4,115万円といたすところでございます。

第2項、補正いたします款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。お目通しをいただきたいと存じます。

それでは、細部につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず歳出からでございますが、6ページをごらんください。

款10教育費、項5社会教育費、目3公民館費でございます。節15の工事請負費でございますが、本年4月の強風により中央公民館西階段ホール屋上の防水シートが剥がれたため、取り急ぎ修繕工事を施行したため、115万円の増額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございますが、款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金の節1繰越金で、115万円の補正を行い、収支の均衡を図るものでございます。

以上、議第42号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

2番 広瀬隆博君。

〔2番 広瀬隆博君登壇〕

○2番（広瀬隆博君） 今回の補正予算に反対するものではありませんが、1つお聞きしたいんですけども、垂井町公共施設等総合管理計画というものが29年3月にできたわけなんですけれども、その中で基本的なことで、公共施設等の老朽化が原因となった事故も発生していて、公共施設の管理者は安全の確保を強く求められるというような基本方針が出されております。

それで、今回3月予算が終わってから4月なんですけれども、たまたま4月の風で剥がれたということでございますが、その前にもやっぱり剥がれているんじゃないかなと思っております。思うんですけれども、点検をされているかどうかですね。この総合管理計画をちょっと見ていましたら、管理者による日常的な点検ということで、定期的な点検を実施している公共施設等であっても、次の点検までの間に急な劣化や損傷が生じる場合がありますが、管理者が常駐している施設では、日常的に劣化、損傷、設備のふぐあいなどについて点検をして、必要に応じて修繕をするということでございます。

垂井町総合管理計画というのは何のためにできたかという、これから公共施設がどんどん古くなってくるから、全体的に考えて、いつときに予算を組むのは大変だということで、全体を考えて公共施設管理計画をつくられたと思うんですけれども、今回のようにあの修繕があったからあったからと言ってやっておると、劣化した建物がいっぱいあるから、どんだけ予算があっても足りませんけれども、ぜひ全体を見ていただいてやっていただくようにしていただきたいんですけれども、ドローンも買われておりますし、そのようなところで使っていただいて、ぜひ点検を密にさせていただいたほうが、今後余分なお金は使わなくて済むような、早目早目に、そして必要でないものは、別に修繕しなくていいものはしなくてもいいのではないかと思いますので、総合的に考えていただくようお願いしたいんですけれども、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 広瀬議員の御指摘に関して、お答えをさせていただきます。御指摘どうもありがとうございました。

公共施設総合管理計画というのは、やはりこれからの施設をどうしていくのか、統合したり、あるいは廃止したり、あるいは建てかえたりというようなことを考えていく、トータル的な、総合的な計画でございます。

翻って今回の中央公民館のひさしにつきましては、まさに突発的な状況において発見をしたものでありまして、図面を見ていただくとわかると思いますが、ふだん立ち入ることができない場所でございます、なかなか視認するのも難しいというようなところでございます。これをやはり放置しますと今の漏水につながるわけでありまして、実際少し漏れておるところもございまして、そういったものに対処していかないと使用に対して不備が生じるということで、今回修繕費として出させていただいたものでございます。

当然に全ての施設を修繕修繕でやっていけばそれでいいのかという話になりますが、これはやはり規模と、あるいは程度の問題かというふうに思います。構造にかかわるような大きな問題については、やはりしっかりとした将来的な目算を持って取り組まなければならないと思いますし、やはり対処的に処理をして使っていけるものについては、やはりそれを修理していかないと、たちどころに利用する町民の方に御迷惑がかかるということでございますので、ケー

ス・バイ・ケースで対応しておりますけれども、あくまで公共施設管理計画は大所高所に立ったトータル的な計画という意味合いを持っておりますので、今回のことはあくまで小修繕という捉え方をしておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

なお、ドローン等を飛ばして管理ということでございますけれども、やはり場合によって行うことも必要かと思えます。ふだんなかなか立ち入ることができないところについては、そういったものも有効な一つの判断指標であるかなというふうに思っておりますので、今後、ケースによっては考えていきたいと思っております。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第42号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成30年第2回垂井町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 角 田 寛

会議録署名議員 後 藤 省 治

会議録署名議員 栗 田 利 朗